



裁 決

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 市長

審査請求人（以下「請求人」という。）がした審査請求（平成30年5月15日に審査請求書が到達したもの。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し行い平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED] で通知した生活保護法第78条の規定による費用徴収決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第78条の規定による費用徴収決定（平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED]）（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、審査請求をした事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものと解される。

（2）請求の理由

交通費ほか、経費の控除が計算されていない。

2 処分庁の弁明

（1）本件審査請求の棄却を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

平成26年4月1日、法に基づく保護の開始。

平成29年7月、本市課税調査において、請求人世帯の未申告収入が発覚する。

同月28日、請求人に対し、未申告収入の発覚並びに平成28年度の就労状況及び収入状況の確認したところ、同年度中の就労を認める回答をしたことから、未申告収入に係る申立書の提出を求める。

同月31日、請求人が■市に転出したことに伴う法に基づく保護の廃止。

同年10月2日、請求人の依頼により、申立書を請求人の転出先に送付する。

同年11月15日、電話により申立書の提出を求め、申立書を再送する。

同年12月6日、電話により申立書の提出を求め、未申告収入に係る事実確認ができない場合は、控除等なしに返還額を決定する旨伝える。

平成■年■月■日、法第78条の規定による費用の徴収決定について通知する。

(3) 処分庁の主張

ア 処分の内容及び理由について

処分庁は、請求人に対し、未申告収入について、再三にわたり電話、手紙等で事実確認及び申立書の提出を求めたが、回答が得られなかつたものである。

このことは、生活保護手帳647頁4-3-(2)-ウー(エ)「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」及び4-3-(2)-ウー(ア)「届出又は申告について口頭による指示をしていたにもかかわらずそれに応じなかつたとき」に該当することから、収入申告義務を怠り、当該就労期間において、不正な手段により生活保護を受けていたと判断し、法第78条の規定による費用徴収とし、通知したものである。

イ 請求人の主張について

請求人の主張の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものであり、請求人

は、この決定について交通費等の経費の控除がなされていないことを理由に本件処分の不当を主張するものであると解される。

当該控除がなされていないことについては、請求人が処分庁からの事実確認及び申立書提出の求めに応じず、働いていた事実や就労場所についても不明であるとの曖昧な返答をしていたことに起因するものであり、請求人の主張には、理由がない。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1 のとおり、経費の控除が計算されていない旨主張しており、このことを理由に本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

(1) [] 市保健福祉部長 ([])。以下「本件実施機関」という。) は、請求人に対し、平成 26 年 4 月 1 日付で法に基づく保護を開始した。

(2) 本件実施機関は、平成 26 年 5 月 1 日、請求人に対し、暮らしのしおりを配付して、生活保護の説明を行ったところ、請求人は、次のアからエまでのとおりの事項について説明を受け、理解したとして「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」と題する書面に署名及び押印をした。

ア 法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、保健福祉部長に申告する義務があること。

イ 世帯主だけではなく、働く年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても保健福祉部長に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。

ウ 不実の申告（うその申告）があった場合は、法第 78 条に基づき、得た収入の全額を徴収されること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と保健福祉部に判

断される場合があること。

エ そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに保健福祉部に申告すること。

(3) 請求人は、労働者派遣事業等を行う [REDACTED] (以下「本件会社」という。)において就労し、次のとおり、平成28年2月から8月までに同社から合計 [REDACTED] 円(うち社会保険の合計3,421円、所得税の合計11,210円、交通費の合計3,181円)の支給を受けた。なお、当該就労時の請求人の住所地は、[REDACTED] であった。

ア 平成28年2月分

(ア) 出勤日数	7日
(イ) 所定内	[REDACTED] 円
(ウ) 規定時間超	[REDACTED] 円
(エ) 交通費	[REDACTED] 円
(オ) 総支給額	[REDACTED] 円 ((イ) + (ウ) + (エ))
(カ) 社会保険	219円
(キ) 所得税	0円
(ク) 課税対象額	[REDACTED] 円

イ 平成28年3月分

(ア) 出勤日数	14日
(イ) 所定内	[REDACTED] 円
(ウ) 規定時間超	[REDACTED] 円
(エ) 交通費	[REDACTED] 円
(オ) 総支給額	[REDACTED] 円 ((イ) + (ウ) + (エ))
(カ) 社会保険	503円
(キ) 所得税	720円
(ク) 課税対象額	[REDACTED] 円

ウ 平成28年4月分

(ア) 出勤日数	16日
(イ) 所定内	[REDACTED] 円

(ウ) 規定時間超 [REDACTED] 円
(エ) 交通費 [REDACTED] 円
(オ) 総支給額 [REDACTED] 円 ((イ) + (ウ) + (エ))
(カ) 社会保険 535 円
(キ) 所得税 1,030 円
(ケ) 課税対象額 [REDACTED] 円

工 平成28年5月分

(ア) 出勤日数 17 日
(イ) 所定内 [REDACTED] 円
(ウ) 規定時間超 [REDACTED] 円
(エ) 交通費 [REDACTED] 円
(オ) 総支給額 [REDACTED] 円 ((イ) + (ウ) + (エ))
(カ) 社会保険 477 円
(キ) 所得税 1,640 円
(ケ) 課税対象額 [REDACTED] 円

才 平成28年6月分

(ア) 出勤日数 22 日
(イ) 所定内 [REDACTED] 円
(ウ) 規定時間超 [REDACTED] 円
(エ) 残業 [REDACTED] 円
(オ) 交通費 [REDACTED] 円
(カ) 総支給額 [REDACTED] 円 ((イ) + (ウ) + (エ) + (オ))
(キ) 社会保険 690 円
(ケ) 所得税 3,770 円
(ケ) 課税対象額 [REDACTED] 円

カ 平成28年7月分

(ア) 出勤日数 22 日
(イ) 所定内 [REDACTED] 円
(ウ) 規定時間超 [REDACTED] 円
(エ) 所定深夜 [REDACTED] 円

(オ) 交通費 ■円
(カ) 総支給額 ■円 ((イ) + (ウ) + (エ) + (オ))
(キ) 社会保険 719円
(ク) 所得税 4,050円
(ケ) 課税対象額 ■円

キ 平成28年8月分

(ア) 出勤日数 9日
(イ) 所定内 ■円
(ウ) 規定時間超 ■円
(エ) 交通費 ■円
(オ) 総支給額 ■円 ((イ) + (ウ) + (エ))
(カ) 社会保険 278円
(キ) 所得税 0円
(ク) 課税対象額 ■円

(4) 請求人は、前記(3)の就労収入について、本件実施機関に対し、申告をしていない。

(5) 処分庁は、請求人に対して、平成28年2月分から同年8月分までの保護費として、次のとおり合計1,642,510円を支給した。

平成28年2月分 235,410円
3月分 249,080円
4月分 306,272円
5月分 234,358円
6月分 209,640円
7月分 208,130円
8月分 199,620円

(6) 処分庁の職員が、請求人に係る平成29年度課税調査をした結果、前記(3)の未申告の就労収入が判明した。

(7) 処分庁の職員は、平成29年7月28日、請求人が ■市役所に来庁した際に、請求人に対し、平成28年度に仕事をして収入を得たことがあるか尋ねたところ、請求人は、「覚えがない」、「働いたかも記憶がない」旨回答

した。また、処分庁の職員が、課税調査の結果をみせ、収入を申告する義務があり、未申告の収入に係る申立書に記入する旨を促したところ、請求人は、「自分でも確認してからでないと申立書は書けない」と言って、その場で申立書に記入することを拒否した。

- (8) 請求人は、平成29年7月30日に[]市から[]市に転出をしたことから、処分庁は、同月31日付けで請求人の保護を廃止した。
- (9) 処分庁の職員は、平成29年10月31日、請求人の[]の住所地に、前記(3)の収入が未申告となってしまった理由を記載した申立書の提出を指示する内容の手紙を送付した。なお、当該手紙には、「就労の際の交通費は控除可能ですので、勤務地、交通経路も教えて」ほしい旨の記載もされていた。
- (10) 処分庁の職員は、平成29年11月15日、請求人に連絡し、請求人に申立書を送ったが請求人からの連絡がない旨を伝えると、請求人から、「働いていたかどうか確認してみないとわからない」、「確認してから申立書等を記入したいので再度書類を送ってほしい」旨の話があったため、前記(9)で送付した書類と同様の書類を請求人あてに送付した。
- (11) 処分庁の職員は、平成29年12月6日、請求人に電話し、申立書が提出されてない旨連絡したところ、請求人からは、「働いていたかどうかかも忘れた」、「わからないままなのでやたらに申立書など記入できない」旨の話があった。
- (12) 処分庁は、平成30年2月23日、請求人に対し、未申告収入[]円から実費控除14,631円を差し引いた[]円を徴収対象の不正受給額として法第78条第1項の規定により費用徴収することを決定し、本件処分を行った。なお、上記徴収対象額(不正受給額)の内訳は次のとおりであり、処分庁は、交通費を実費控除の対象としていない。

平成28年2月分	[]円
3月分	[]円
4月分	[]円
5月分	[]円
6月分	[]円

7月分 [REDACTED] 円

8月分 [REDACTED] 円

不正受給額合計 [REDACTED] 円

(13) 請求人は、平成30年5月15日、本件審査請求を提起した。

(14) 本件審査請求の審理員（以下「審理員」という。）は、本件会社に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第34条の規定により、請求人に係る平成28年2月から同年8月までの通勤交通費に関して陳述を求めたところ、本件会社は次のとおり回答した。

ア 請求人に係る本件会社での雇用期間中の勤務場所、当該勤務場所までの通勤手段（経路）

就労日	就労場所	通勤手段（経路）
H28.1.19, 30	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28.1.12, 13, 29	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28.1.19	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28.1.21	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28.2.1	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28.2.2	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋から送迎バス利用、復路は現地～葛西駅、送迎バス利用の後、東西線葛西～西船橋
H28.2.3, 5	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復

H28. 2. 4	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 2. 20, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 1, 3, 4, 6, 13	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 8, 31	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 9, 30	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 10	[REDACTED] [REDACTED]	往復電車 西船橋 ～八千代緑が丘
H28. 3. 11	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 14	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 15	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 17	[REDACTED]	往復電車 西船橋 ～大町
H28. 3. 28	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 3. 29	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 4. 1, 4	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復 (4日について は、下記イ(エ))

H28. 4. 8	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 4. 11, 12, 13, 14, 15	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 4. 16	[REDACTED]	往復電車 西船橋～新鎌ヶ谷 加えて、新鎌ヶ谷～現地は往復送迎バス利用
H28. 4. 19, 20, 21, 25	[REDACTED]	往復電車 西船橋～市川大野
H28. 4. 26, 27, 28	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 4. 29	[REDACTED]	往復電車 西船橋～市川大野
H28. 5. 3, 4, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 30, 31	[REDACTED] [REDACTED]	往復電車 西船橋～新習志野
H28. 6. 1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 15, 16, 18, 19, 22	[REDACTED] [REDACTED]	往復電車 西船橋～新習志野
H28. 6. 13, 14	[REDACTED] [REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 6. 24, 25, 26, 27, 28	[REDACTED] [REDACTED]	往復電車 西船橋～新習志野

H28. 6. 30	[REDACTED]	西船橋～現地は無料送迎バスで往復
H28. 7. 1, 2, 3, 8, 10	[REDACTED]	往復電車 西船橋 ～新習志野
H28. 7. 4, 5, 6, 7	[REDACTED]	往復電車 西船橋 ～新習志野

登録スタッフへの交通費支給に関して、登録スタッフに対して下記のように説明していた。

- ①原則、交通費の支給はしていない。
- ②自宅から送迎バス乗り場（西船橋）までの交通費の支給はいかなる場合でも支給していない。
- ③例外的に交通費を支給する場合は、無料送迎を行っているのに、本人が希望しても車両の定員の関係等で乗車することができず、会社の指示で公共交通機関を使用して通勤するケースであること。その際の算定方法は西船橋から勤務先の最寄りバス停であったり、最寄り駅であったり勤務先によって規定があること。

本件会社としては自宅から送迎バス乗り場までの交通費支給は一切行っておらず、請求人は勤務のたび、自宅から西船橋間の通勤交通費支出があったことは認められるものと考えられる。（上記のとおり、送迎バス乗り場までの通勤については、原則公共交通機関の利用を促しており、自家用車、バイクでの通勤は認めていないため。）

すべてのスタッフに対し、例外で交通費支給をする場合、起点は自宅最寄り駅ではなく、事業所所在地（西船橋駅）を起点に計算をしているため、自宅から西船橋駅までの通勤経路については把握していない。

イ 前記2（3）の交通費の算定根拠

（ア）平成28年2月分の交通費が■円である根拠

交通費支給の対象となる派遣先への勤務がないため。

（イ）平成28年3月分の交通費が■円である根拠

平成28年2月2日派遣先■の勤務において、復路で会社の運営上の都合で西船橋まで送迎車で送ることができず、葛西駅で

の解散となつたため、電車賃を葛西駅から西船橋駅間として支給したため。

(ウ) 平成28年4月分の交通費が■円である根拠

平成28年3月10日派遣先(■)の勤務において、会社指示で直行直帰をさせたため、当該就業先の規定交通費西船橋から八千代緑が丘駅の往復■円を支給。

平成28年3月17日派遣先(■)に勤務において、会社指示で直行直帰させたため、当該就業先の規定交通費西船橋駅から大町駅間の往復364円を支給。

(エ) 平成28年5月分の交通費が■円である根拠

平成28年4月4日派遣先(■)において、当該就業先規定交通費、京成西船から勝田台駅間往復■円を支給。

平成28年4月16日派遣先(■)の勤務において、送迎車の発着が新鎌ヶ谷駅となつたため、移動交通費として西船橋駅から新鎌ヶ谷駅、往復■円支給。

平成28年4月25日派遣先(■)の勤務において、西船橋から市川大野駅往復■円を支給。(※この就業先においては、本来交通費の支給対象ではないが、当時の事務処理者が誤って処理したため、支給が発生した。そのため前後同様の通勤方法で勤務しているが交通費は支給していない。)

(オ) 平成28年6月分の交通費が■円である根拠

交通費支給対象となる派遣先への勤務がないため。

(カ) 平成28年7月分の交通費が■円である根拠

交通費支給対象となる派遣先への勤務がないため。

(キ) 平成28年8月分の交通費が■円である根拠

交通費支給対象となる派遣先への勤務がないため。

3 法の仕組み

(1) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできな

い不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これをこえないものでなければなければならない（法第8条）。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

（2）被保護者の収入申告義務と法第78条の適用について

保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならない（法第25条第2項）、当該調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難であるから、法第61条は、被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨規定する。

そして、法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部または一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる旨規定する。

この点、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問13-1（答）②は、不正受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用について、法第78条によることが妥当な場合として次のアからエまでに掲げるとおりとしている。

- ア 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたとき。
- イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもか

かわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

工 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

また、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚構の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれるものと解される（札幌地裁平成20年2月4日判決参照）。

（3）法第78条の適用に係る徴収額について

別冊問答集問13-23は、法第78条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」としている。

そして、「必要最小限の実費」とは、社会保険料、所得税及び通勤費等の実費を意味するものと解される（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3（1）ア（イ）参照）。

4 あてはめ

（1）「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたか否かについて

前記3（2）のとおり、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき、届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったとき、消極的に本来申告すべき事実を隠匿したときは、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」と認められる。

これを本件についてみると、前記2（3）のとおり、請求人は、就労収入を得ており、これを申告する義務を負っていたにもかかわらず、前記2（4）のとおり、本件実施機関への申告を怠っている。また、前記2（7）のとおり、処分庁の職員が前記2（3）の就労収入について確認したところ、請求人は、「覚えがない」、「働いたかも記憶がない」などと言い逃れをしており、前記2（7）、（9）、（10）及び（11）のとおり、処分庁の職員からの再三に

わたる未申告の収入に係る申立書の提出の求めにもかかわらず、請求人は、当該申立書の提出をしなかった。

そして、前記2(2)のとおり、請求人は、収入に係る申告義務について承知の上で、上記のような対応をとっていたと認められる。

以上からすると、請求人は、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」及び「実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」に該当するものと認められる。

その上で、請求人は、前記2(5)のとおり、平成28年2月分から同年8月分までの保護費を受給していたと認められるから、請求人は、「不実の申請その他不正な手段」により保護費を受給したものである。

(2) 徴収対象の額について

ア 次に、請求人は、前記1のとおり主張しており、要するに、徴収対象の額から通勤に要した費用等の必要最小限の実費を控除するよう主張しているものと解されるので、徴収対象の額の決定について違法又は不当な点はないか、以下検討する。

イ 前記2(5)のとおり、本件実施機関は、請求人に対し、平成28年2月分から8月分までの保護費として1,642,510円を支給している。

そして、同期間において、請求人は、前記2(3)のとおり、合計■円の就労収入を得ているところ、前記3(3)のとおり、処分庁が請求人に対し法第78条を適用する場合には、当該収入相当額から、社会保険料、所得税及び通勤費等の必要最小限の実費は除く必要がある。

前記2(3)のとおり、同期間の請求人の就労に係る社会保険料は、3,421円、所得税は11,210円であることが認められる。また、交通費については、前記2(3)及び(14)のとおり、本件会社は、請求人に対して、就労場所までの通勤に係る交通費として、合計■円（本件会社から請求人に対し支給された交通費のうち、誤って支給されたもの（■円。前記2(14)イ(エ)。）を除く。）を認

定していることが認められるから、少なくとも同額は、通勤に係る交通費として必要最小限の実費であると認めることができる。

したがって、本件において、法第78条を適用する場合には、社会保険料及び所得税の他に少なくとも通勤費として [] 円を控除する必要がある。

しかし、前記2(12)のとおり、処分庁は、通勤に係る交通費を控除せずに、徴収額を決定しているから、法第78条の規定による徴収額の決定に瑕疵があると言わざるを得ず、この点において、本件処分は違法であり、取消しを免れない。

ウ 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(3)のとおり、交通費分の控除がなされていないことについては、請求人が処分庁からの事実確認及び申立書提出の求めに応じず、働いていた事実や就労場所についても不明であるとの曖昧な返答をしていたことに起因する旨主張している。

確かに、本件会社が把握していない請求人宅から西船橋駅までの通勤に係る交通費や本件会社が通勤に係る交通費として認定していない部分の交通費については、請求人に対して事実確認等をする必要があると認められるところ、前記(1)のとおり、請求人は、処分庁の職員から再三にわたり未申告の収入について確認をされていたにもかかわらず、これに応じていなかったことからすると、このような本件処分当時の事情の下においては、法第78条の規定による徴収額の決定に当たり、当該交通費分を控除しなかったことはやむを得ないといえる。

しかしながら、本件会社は、本件会社が請求人に支給した交通費について、審理員からの陳述の求めに対して、前記2(14)のとおり回答していることからすると、少なくとも本件会社が請求人の通勤に係る交通費として認定したものについては、処分庁は、法第78条の規定による徴収額の決定に当たり、法第29条の権限行使することによって、請求人に係る就労場所や通勤経路等を確認できたと言えるのであるから、当該交通費分を徴収額の決定において考慮しなかった点に係る処分庁の主張には、理由がないと言わざるを得ない。

5. 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年11月9日

千葉県知事 鈴木栄



